

令和2年度

財政援助団体等監査報告書

安曇野市監査委員

(注) 1 表中の金額のうち表示単位が千円の場合は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。  
このため合計と内訳の数値等が一致しない場合があります。

2 表示単位未満の計数があるものは「0」で表示し、該当計数がないものは「—」で表示しています。

## 令和 2 年度 財政援助団体等監査報告書

### 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査

### 第 2 監査の対象

地方自治法第 199 条第 7 項に規定する「地方公共団体が補助金等を与えているもの、また第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの」について必要があると認めたので次の団体に係る出納その他の事務について監査を実施しました。

- 1 対象団体：一般社団法人 安曇野エルチ
- 2 対象施設：穂高社会就労センター  
豊科社会就労センター  
三郷社会就労センター  
明科社会就労センター

### 第 3 監査の期間

令和 2 年 12 月 25 日（金）～令和 3 年 3 月 17 日（水）

### 第 4 監査の着眼点

「安曇野市監査等の着眼点」第 5 に基づき監査を実施しました。

### 第 5 監査の方法

地方自治法第 199 条第 7 項及び第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、出納その他の事務の執行が目的に沿って適正に行われているかという観点と、安曇野市監査基準に従って作成した令和 2 年度監査基本計画及び令和 2 年度財政援助団体等監査実施計画に基づき、指定管理者等から提出された関係資料の精査及び当該施設の視察、また関係職員から説明の聴取を行い監査を実施しました。

### 第 6 監査対象団体の概要

- 1 一般社団法人 安曇野エルチ
  - (1) 団体の沿革  
平成 25 年 一般社団法人 安曇野エルチ設立
  - (2) 所在地 安曇野市穂高有明 2189 番地 39

(3) 設立の目的

障害者・高齢者・経済的弱者の自立や社会参加を促進するため、個々の特性に応じた職業訓練や就労場所の提供を行い、誰もが意欲的に働き、生きがいを持って生活を営み、地域社会の活力と健全な発展に資する存在となることを目指す。

(4) 事業内容

- ア 就労施設等支援事業
- イ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ウ 公共施設の管理運営事業
- エ 環境の保全又は保護及び整備に関連する事業
- オ 前各号に掲げる事業に附帯関連する事業

(5) 役員事務局体制

名称	役職	人数	備考
一般社団法人 安曇野エルチ	理事長	1名	
	事務局長	1名	穂高社会就労センター所長兼務
	理事	3名	
穂高社会就労センター	所長	1名	安曇野エルチ事務局長兼務
	事務局員	1名	
	指導者	5名	
豊科社会就労センター	所長	1名	
	事務局員	1名	
	指導者	4名	
三郷社会就労センター	所長	1名	
	事務局員	1名	
	指導者	4名	
明科社会就労センター	所長	1名	
	事務局員	1名	
	指導者	5名	

(6) 指定管理等の状況

平成 26 年度 穂高社会就労センター運営業務受託（運営業務のみ受託）

平成 27 年度 穂高社会就労センター運営業務受託（運営業務のみ受託）

豊科社会就労センター事業受託（運営業務のみ受託）

平成 28 年度 穂高社会就労センター指定管理受託（5 年間：令和 3 年 3 月まで）

豊科社会就労センター指定管理受託（                   "                   ）

三郷社会就労センター指定管理受託（                   "                   ）

明科社会就労センター指定管理受託（                   "                   ）

※ 平成 25 年度までは、各地域（穂高・豊科・三郷・明科）の社会就労センターを市が管理運営していました。

平成 28 年以降は、安曇野エルチが上記 4 施設の指定管理業務のみを請け負っています。

(7) 指定管理料の推移

(単位：円)

就労センター	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
穂高	18,163,000	18,341,000	18,327,000	54,831,000
豊科	17,920,000	17,920,000	17,930,000	53,770,000
三郷	17,707,000	17,877,000	17,736,000	53,320,000
明科	24,434,000	24,330,000	24,459,000	73,223,000
合計	78,224,000	78,468,000	78,452,000	235,144,000

(8) 補助金の推移

(単位：円)

センター名称	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
穂高社会就労センター	300,000	300,000	300,000	900,000
豊科社会就労センター	300,000	300,000	300,000	900,000
三郷社会就労センター	300,000	300,000	300,000	900,000
明科社会就労センター	350,000	330,000	350,000	1,030,000
合計	1,250,000	1,230,000	1,250,000	3,730,000

※10,000円×利用者人数で10割補助

補助事業の内容	福利厚生事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 春季視察研修</li><li>・ 七夕祭り</li><li>・ 秋季研修会</li><li>・ 4施設合同音楽鑑賞会</li><li>・ クリスマス会</li><li>・ 節分会等</li></ul>
	自然環境保全事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 緑のカーテン</li><li>・ 農業体験等</li></ul>

## (9) 経営状況

## ア 正味財産増減計算書

(単位：千円)

勘定科目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
サービス活動増減の部	収益	就労支援事業収益	78,556	78,305	84,012
		障害福祉サービス等事業収益	31,506	35,248	36,412
		生活保護事業収益	78,783	78,967	79,014
		会費収益	21	49	37
		サービス活動収益計(1)	188,867	192,571	199,476
	費用	人件費	75,861	83,552	85,030
		事業費	2,440	8,401	8,397
		事務費	22,505	16,451	16,442
		就労支援事業費用	78,556	78,305	84,012
		減価償却費	16	—	—
徴収不能引当金繰入	—	55	—		
サービス活動費用計(2)	179,380	186,765	193,881		
サービス活動増減差額(3) = (1) - (2)		9,487	5,805	5,594	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	0	0	0
		その他のサービス活動外収益	—	—	0
	サービス活動外収益計(4)	0	0	0	
	費用	サービス活動外費用計(5)	—	—	—
		サービス活動外増減差額(6) = (4) - (5)	0	0	0
経常増減差額(7) = (3) + (6)		9,487	5,805	5,595	
税引前当期活動増減差額(8) = (7)		9,487	5,805	5,595	
法人税、住民税及び事業税(9)		21	21	21	
当期活動増減差額(10)		9,466	5,784	5,574	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(11)		12,042	21,509	27,294
	当期末繰越活動増減差額(12) = (10) + (11)		21,509	27,294	32,869
	基本金取崩額(13)		—	—	—
	その他の積立金取崩額(14)		—	—	—
	その他の積立金積立額(15)		—	—	—
	次期繰越活動増減差額(16) = (12) + (13) + (14) - (15)		21,509	27,294	32,869

イ 貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金預金	28,292	34,623	40,125
未収金	12,374	12,032	13,352
立替金	—	—	107
流動資産合計	40,667	46,656	53,585
2 固定資産			
その他固定資産			
器具及び備品	0	0	0
固定資産合計	0	0	0
<b>資産合計</b>	40,667	46,656	53,585
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
事業未払金	18,442	18,615	20,645
預り金	715	746	71
流動負債合計	19,157	19,362	20,716
<b>負債合計</b>	19,157	19,362	20,716
<b>III 純資産の部</b>			
次期繰越活動増減差額	21,509	27,294	32,869
(うち当期活動増減差額)	9,466	5,784	5,574
<b>純資産合計</b>	21,509	27,294	32,869
<b>負債及び純資産の部合計</b>	40,667	46,656	53,585

第7 監査の結果

1 現地視察の状況について

(1) 4か所の社会就労センターを現地視察したところ、次のとおり適切に管理されていました。

- ・金庫は鍵とダイヤルで管理しており鍵は所長が管理していました。
- ・現金は出納帳により適正に処理されていました。
- ・施設内の備品には備品シールが貼付されており、台帳で管理していました。
- ・避難訓練を年に2回実施していました。
- ・出納関係帳簿は適正に作成されており、領収書類の整備・保存も良好で適切に会計処理されていました。

2 改善を要する事項及び意見

(1) 所管課について

ア 業務計画書と業務報告書について

業務計画書と業務報告書については、計画に対して実績がどうであったかを比



較できなければなりません。一般社団法人安曇野エルチ（以下「安曇野エルチ」という。）は会計システムから出力される補正後の予算と実績を比較する形式の決算書を用いて業務報告を行っており、そこには業務計画書上の当初計画と実績を比較する情報が含まれていないため、市が事業の評価を行うにあたり、当初計画をどの程度達成できたのか、また達成するための課題は何なのかを捉えられていないと思われま。

市は、業務の成果を確認し評価するために、当初予算額と決算額とを比較できる情報及び補正があったのであれば補正額並びにその理由を報告するよう指定管理者に指導すべきであったと思われま。今後の改善が望まれます。

#### イ 基本協定書について

市と安曇野エルチは「〇〇社会就労センターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を締結しており、毎年の指定管理料及び支払い回数は毎年「〇〇社会就労センターの管理に関する年度協定書」（以下「年度協定書」という。）により定められています。

提出された資料に基づき監査したところ、安曇野エルチは令和元年度決算で約 3,286 万円の繰越金を計上しています。これは各社会就労センターの繰越金の合計で、主として長野県国民健康保険団体連合会から給付される障害者自立支援給付費<sup>\*1</sup>（訓練等給付費）が、平成 28 年度の指定管理者受託当初の見込額を大幅に上回ったことにより発生しています。

このような状況があったものの市は、基本協定書の第 24 条の規定（「発注者又は受注者は指定期間中に賃金水準または物価水準の極端な変動により当初合意された指定管理料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。」）に基づき、特別な社会情勢の変化がなかったことを理由として指定管理料の変更を行わなかったため、指定管理期間である 5 年間繰越金が蓄積されてきました。

しかし、指定管理料算定の基礎となる指定管理者の計画の積算に見込み違いがあり、決算で大きな余剰（繰越金）が発生した場合は、翌年度以降の指定管理料の算定にあたりその点を考慮すべきであり、基本協定書の第 41 条（協定の変更）の規定を根拠に指定管理料を変更することも可能だったと思われま。

実態に基づき適切な指定管理料の水準を維持するために必要に応じて協定の変更を行い、指定管理料の見直しをする必要があると思われま。

(単位：円)

年度	繰越金	増加額
平成29年度	21,509,393	9,482,876
平成30年度	27,294,328	5,784,935
令和元年度	32,869,034	5,574,706

※1 障害福祉サービスに係る給付費 (@○○円×○○人×○○日×○○月)

ウ 自立支援事業補助金を指定管理料に含めることについて

自立支援事業は、利用者の就労意欲を引き出し自立の助長に資するために行う取り組みです。この取り組みは社会就労センターの設置目的に沿っているため、補助金として交付するのではなく指定管理料に含めることが適当と考えます。

なお、所管課からの聴取では令和3年度からこの補助金を指定管理料に含める意向であると伺いましたので、そのように進めていただくようお願いします。

エ 年度協定書の記載内容について

年度協定書第3条に「基本協定書第22条に規定する指定管理料は、金○○円とする。」とありますが、指定管理料の支払いについては基本協定書の第23条に規定されており記載誤りと思われま。

(2) 安曇野エルチについて

職員の処遇について

職員年齢構成を見ると60歳以上の方が7割を超えています。

利用者へのサービス向上や事業継続には、モチベーションを持った人材を育成し組織の活性化を図っていくことが重要です。

職員の処遇について検討してください。